

○古河市地域学校協働活動交付金交付要綱

令和5年4月10日
古河市告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法(昭和24年法律第207号。次条において「法」という。)第5条第2項の規定に基づく地域学校協働活動(以下「協働活動」という。)を実施する団体に対し、予算の範囲内において地域学校協働活動交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、古河市補助金等交付規則(平成17年規則第37号。第11条第2号において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、協働活動を実施するものであって、法第9条の7の規定に基づき古河市教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員が所属するものとする。

(対象活動)

第3条 交付金の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、古河市学校運営協議会規則(令和5年教育委員会規則第4号)第1条に規定する学校運営協議会が認める協働活動とする。

2 対象活動は、第7条第1項の規定による交付金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた日の属する年度の末日までに完了させなければならない。

(対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、対象活動の実施に必要な経費とし、その範囲は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 他の補助金等の交付の対象となった経費
- (2) 対象団体の経常的な運営維持管理経費
- (3) 人件費(講師、専門家等に対する謝礼等を除く。)
- (4) 支出を証明する書類のない経費
- (5) その他交付金の対象として適当でないと認める経費

(交付金の額)

第5条 交付金は、前条の対象経費の額に相当する額を交付するものとし、

その額は、対象団体ごとに1年度当たり10万円を限度とする。

(申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする対象団体は、地域学校協働活動交付金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 収支予算書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定したときは、地域学校協働活動交付金交付決定通知書(様式第3号)により、当該対象団体に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(請求)

第8条 交付決定を受けた対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付金の交付を受けようとするときは、地域学校協働活動交付金請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。概算払を受けようとするときも同様とする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、交付決定を受けた対象活動(以下「交付活動」という。)を完了した日から起算して90日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に活動実績を報告しなければならない。

(1) 地域学校協働活動交付金実績報告書(様式第5号)

(2) 収支決算書(様式第6号)

(3) 支出を証明する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付金の額を確定し、地域学校協働活動交付金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定団体に通知するものとする。

(取消し)

第11条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 法令、規則又はこの告示に違反したとき。
- (3) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか交付金を交付することが不相当と認める事実があったとき。

(返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の交付金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条の規定により交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金を交付しているときは、期限を定めて確定した額を超える部分の返還を命ずるものとする。

(文書の保存)

第13条 交付決定団体は、交付活動の実施に要した経費に係る領収書等支出を証明する書類の全てを、当該交付活動を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(公表)

第14条 市長は、交付金の目的達成を推進するため、交付活動について公表することができる。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	経費の種類
報償費	講師、専門家等に対する謝礼等
旅費	交通費等

消耗品費	事務用品等、氷、水等及び清掃用具等の購入費
修繕費	備品の修繕、部分品の取替え費用
原材料費	材料及び資材の購入費等
食糧費	食材の購入費（対象活動において調理等を行う場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
燃料費	灯油、ガソリン等の購入費
通信運搬費	通信費、郵送、宅配費その他の必要な通信費
手数料	口座振込み手数料等
保険料	対象活動の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	対象活動（その準備のための会議等を含む。）で使用する施設使用料、物品の賃借料、通行料金等（交付決定の日から対象活動の完了日までの期間中のものに限る。）

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

古河市長 宛て

申請者
住所
氏名
連絡先

地域学校協働活動交付金交付申請書

古河市地域学校協働活動交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体名		
地域学校協働活動推進員名		
交付申請額	円	
活動内容		

- 備考 1 団体の規約を添付してください。
- 2 スペースが少ない場合は、適宜補正及び複写し、使用することができます。

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

団体名 _____

収入の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

支出の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

備考 この収支予算書は、適宜補正して使用することができます。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

団体
代表者 様

古河市長



地域学校協働活動交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請を受けた地域学校協働活動交付金については、古河市地域学校協働活動交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

交付する。

1 交付決定額 円

2 附帯条件

交付しない。

（理由）

年 月 日

古河市長 宛て

団体
代表者

地域学校協働活動交付金請求書

年 月 日付で交付決定を受けた地域学校協働活動交付金について、古河市地域学校協働活動交付金交付要綱第8条の規定により請求します。なお、地域学校協働活動交付金が振込先口座に振り込まれたときは、受領したものと認めます。

1 交付決定額 円
既交付額 円
今回交付請求額 円
未交付額 円

2 付記事項

3 口座振込先

口座振込金融機関名	口座種別	預金口座番号
	普・当	
フリガナ 預金口座名義人		

年 月 日

古河市長 宛て

団体
代表者

地域学校協働活動交付金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域学校協働活動交付金について、古河市地域学校協働活動交付金交付要綱第9条の規定により活動実績を報告します。

1 交付決定額 円

2 活動実績

活動内容の概要	
---------	--

様式第6号（第9条関係）

収支決算書

団体名 _____

収入の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

支出の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

- 備考 1 この収支決算書は、適宜補正して使用することができます。
- 2 支出を証明する書類の写しを添付してください。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

団体
代表者 様

古河市長

印

地域学校協働活動交付金交付額確定通知書

地域学校協働活動交付金について、古河市地域学校協働活動交付金交付要綱第10条の規定により次のとおり確定したので通知します。

交付確定額 円

既交付額 円

返納額 円